

3 経営第2816号
令和4年2月25日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農業委員会による最適化活動の推進等について

各農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされている。

今般、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知。以下「局長通知」という。）を定め、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標（局長通知の第1の2の(1)の成果目標及び(2)の活動目標をいう。以下同じ。）の設定等に取り組むこととされたところである。

以上の点を踏まえ、局長通知による最適化活動の目標の設定等の事務の実施及び法第37条の規定による農業委員会における事務の実施状況の公表に当たり必要な様式等を下記のとおり定めたので御了知願いたい。

併せて、貴職におかれては、適切な運用をお願いするとともに、貴管下の市町村及び農業委員会に対して通知願いたい。

記

1 最適化活動の目標の考え方

各農業委員会は、局長通知の規定によるもののほか、次により、最適化活動の目標を設定することができるものとする。

(1) 農地の集積に係る目標

- ① 都道府県が定めた目標（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第5条第2項第4号に掲げる目標をいう。以下「都道府県目標」という。）に即して、市町村ごとに目標設定の考え方等が示されているときには、当該目標を農業委員会の目標として設定できるものとする。
- ② 指針（法第7条第1項の指針をいう。以下同じ。）又は都道府県目標等の目標年度までの各年度ごとの目標は、農業委員会が地域の実情に応じて弾力的に設定できるものとする。

(2) 遊休農地の解消に係る目標

緑区分の遊休農地の解消（局長通知の第1の2の(1)の①のイのaの(a)をいう。）に係る目標の設定に当たっては、用排水及び接道の条件が悪い狭小地や傾斜地であるなど、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、今後、農地として利用する見込みがないものは除外できるものとする。

(3) 新規参入の促進に係る目標

新規参入の促進に係る目標（局長通知の第1の2の(1)の①のウ）の設定に当たっては、農地中間管理機構に農地中間管理権が設定されたもの又は集落営農法人等に貸し付けられたものを除外できるものとする。

なお、当該新規参入の促進に係る目標は、新規参入者が農地の借り入れ等を希望する場合にあっせんできるように所有者等から内諾を得ておくものであり、所有者等の実情等により担い手等に貸し出すことも可能であり、また、内諾を得た時点で実績として計上できるものとする。

2 最適化活動の目標の設定、公表及び報告

各農業委員会が、局長通知の第1の2の(3)により行う最適化活動の目標の公表及び報告並びに第1の5の(1)により行う関係機関への通知は、別紙様式1によるものとする。

3 最適化活動の記録及び点検・評価の実施

(1) 推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成

農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下「推進委員

等」という。)は、活動日ごとに、場所、相手方、活動内容等を別紙様式2に記録して、活動記録簿(局長通知の第1の3の(1)の①の記録簿をいう。以下同じ。)を作成するものとする。

なお、各農業委員会が独自に最適化活動に係る記録を記載した書面を、別紙様式2に替えて活用することもできるものとする。

(2) 推進委員等の最適化活動の点検・評価

① 推進委員等の最適化活動の活動状況等の農業委員会への提出

各推進委員等が局長通知の第1の3の(1)の②のアにより最適化活動の点検・評価結果を農業委員会に提出する際は、別紙様式3の1の(1)に、活動記録簿から毎月の活動日数、最適化活動の実績等を集計して記入するとともに、別紙様式3の1の(2)に、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自らの点検・評価した結果を記入するものとする。

なお、推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、推進委員等は、その事由及び日数を備考欄に記入することができる。

② 農業委員会による点検・評価等

ア 各農業委員会が局長通知の第1の3の(1)の②のイにより行う各推進委員等の最適化活動の点検・評価は、①により提出された別紙様式3の1の記載内容を踏まえ、別紙様式3の2の「全体としての評語」の欄に次に掲げる評語(別表を参照)を記入した上で、総会(法第16条第1項に規定する部会を含む。以下同じ。)において出された意見も記入するものとする。

- a 目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた
- b 目標に対して期待を上回る結果が得られた
- c 目標に対して期待どおりの結果が得られた
- d 目標に対して期待を(やや)下回る結果となった

イ 各農業委員会が局長通知の第1の3の(1)の②のイにより行う各推進委員等への点検・評価結果等の通知は、アにより必要事項を記入した別紙様式3により、活動年度の翌年度の5月末までに行うものとする。ただし、点検・評価を行う年度の途中に推進委員等の改選等により推進委員等でなくなった者への通知は、点検・評価を行った時点で行うものとする。

ウ 各農業委員会が局長通知の第1の3の(1)の③に基づき、各推進委員等の選考に点検・評価結果を考慮する場合に、年度途中に点検・評価の結果を活用するときは、活用する時点で点検・評価を行うものとする。

(3) 農業委員会の最適化活動の点検・評価

各農業委員会が局長通知の第1の3の(2)により行う当該農業委員会の最適

化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価は、別紙様式4により行うものとする。

4 最適化活動の点検・評価結果等の報告

- (1) 各農業委員会は、3の(2)及び(3)の推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価を実施した後は、局長通知の第1の4の(2)の①に基づき、当該点検・評価結果等を別紙様式4及び別紙様式5により、市町村長、都道府県知事及び法第42条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県機構」という。）に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事が局長通知の第1の4の(2)の②により行う、点検・評価結果等の経営局長への報告は、(1)で農業委員会から報告を受けた別紙様式4を取りまとめて行うものとする。

5 農業委員会における事務の実施状況等の公表・報告

(1) 農業委員会における事務の実施状況等の公表

各農業委員会は、法第37条の規定により行うこととされている農業委員会における事務の実施状況の公表について、毎年度、活動年度の翌年度の6月末までに、別紙様式5により、インターネットの利用その他適切な方法で行うものとする。また、各農業委員会が局長通知の第1の4の(1)により行う公表は、法第37条の規定による公表を以て行うものとする。

なお、農業委員会の審議の透明化を図るため、総会の議事録については、この公表とは別に、インターネットの利用その他適切な方法で公表するものとされていることに留意されたい。

(2) 農業委員会における事務の実施状況等の報告

- ① 各農業委員会は、(1)により公表を行ったときは、公表を行った年の6月末までに別紙様式5の内容を別紙様式6に取りまとめ、市町村長、都道府県知事及び都道府県機構に報告するものとする。
- ② 都道府県知事は、①により農業委員会から報告を受けたときは、別紙様式6について、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。）を経由し、7月末までに経営局長に報告するものとする。

附 則

- 1 本通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本通知の施行に伴い、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）は、廃止することとする。

- 3 令和4年度の目標設定及びその公表並びに都道府県知事への報告については、農業委員会は、局長通知の第1の2の期日にかかわらず、4月以降迅速に行うよう努めるものとする。